

官報

号外 平成十年九月十日

○第四百十三回 衆議院會議録 第十号

平成十年九月十日(木曜日)

議事日程 第八号

平成十年九月十日

午後一時開議

- 第一 不正競争防止法の一部を改正する法律案
(第四百十二回国会、内閣提出)
- 第二 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(第四百十二回国会、参議院提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 不正競争防止法の一部を改正する法律案(第四百十二回国会、内閣提出)
- 日程第二 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(第四百十二回国会、参議院提出)

午後一時四分開議
○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) 御報告することがあります。

元本院副議長小平久雄君は、去る八月十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

小平久雄君に対する弔詞は、議長において昨日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力し、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに本院副議長長商工委員長議院運営委員長法務委員長等の要職につき、また國務大臣の重任にあたられた三位勲一等小平久雄君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

日程第一 不正競争防止法の一部を改正する法律案(第四百十二回国会、内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、不正競争防止法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。商工委員長古賀正浩君。

不正競争防止法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(古賀正浩君登壇)

○古賀正浩君 ただいま議題となりました法律案につきまして、商工委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の確実な実施を確保するための措置を講じようとするものでありまして、その主な内容は、
第一に、外国公務員等に対する不正の利益の供与等を禁止すること、
第二に、法人に対する罰金の最高限度額を一億円から三億円に引き上げること
であります。

本案は、第四百十二回国会に提出され、本委員会に付託となり、継続審査となつていたものであります。今国会において、九月四日与謝野通商産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同月八日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案(第四百十二回国会、参議院提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。厚生委員長木村義雄君。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(木村義雄君登壇)

○木村義雄君 ただいま議題となりました精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、障害者に対する国民の理解を深め、もつて障害者の福祉の向上に資するため、精神薄弱者福祉法等における精神薄弱という用語を知的障害という用語に改めようとするものであります。

本案は、第四百十二回国会の参議院提出に係るもので、本院において継続審査となつておりましたが、昨日の委員会において参議院国民福祉委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

平成十年九月十日 衆議院會議録第十号 議長の報告

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十一分散会

出席國務大臣

厚生 大臣 宮下 創平君
通商産業大臣 与謝野 馨君

○議長の報告

(通知書受領)

一、昨九日、參議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件(常任委員辭任及び補欠選任)

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

厚生委員

辭任

砂田 圭佑君

補欠

大石 秀政君

辭任

松本 純君

補欠

吉田六左門君

辭任

江波 聡徳君

補欠

江波 聡徳君

辭任

大石 秀政君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

吉田六左門君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

鰐淵 俊之君

補欠

藤井 裕久君

商工委員

辭任

河本 三郎君

補欠

菅 義偉君

辭任

村田敬次郎君

補欠

熊谷 市雄君

辭任

山口 泰明君

補欠

吉川 貴盛君

辭任

山本 幸三君

補欠

宮島 大興君

辭任

宮島 大興君

補欠

山本 幸三君

議院運営委員

辭任

飯島 忠義君

補欠

田中 和徳君

辭任

新藤 義孝君

補欠

大村 秀章君

辭任

砂田 圭佑君

補欠

大石 秀政君

辭任

大石 秀政君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

大村 秀章君

補欠

新藤 義孝君

辭任

田中 和徳君

補欠

飯島 忠義君

法務委員

辭任

北村 哲男君

補欠

山元 勉君

辭任

深山 肇君

補欠

北村 哲男君

辭任

山元 勉君

補欠

深山 肇君

辭任

山田健治郎君

補欠

深山 肇君

辭任

保坂 展人君

補欠

中川 智子君

辭任

中川 智子君

補欠

保坂 展人君

辭任

河野 太郎君

補欠

菅 義偉君

辭任

菅 義偉君

補欠

大村 秀章君

辭任

大村 秀章君

補欠

河野 太郎君

辭任

砂田 圭佑君

補欠

江波 聡徳君

辭任

田村 憲久君

補欠

宮島 大興君

辭任

船田 元君

補欠

武部 勤君

辭任

松本 純君

補欠

菅 義偉君

辭任

旭道山和泰君

補欠

木村 太郎君

辭任

藤井 裕久君

補欠

米津 等史君

辭任

江波 聡徳君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

菅 義偉君

補欠

松本 純君

武部 勤君

宮島 大興君

木村 太郎君

米津 等史君

決算行政監視委員

辭任

村山 富市君

補欠

深山 肇君

辭任

村山 肇君

補欠

村山 富市君

辭任

愛知 和男君

補欠

目片 信君

辭任

大野 功統君

補欠

西川 公也君

辭任

砂田 圭佑君

補欠

望月 義夫君

辭任

北村 哲男君

補欠

佐々木秀典君

辭任

西川 知雄君

補欠

並木 正芳君

辭任

木島日出夫君

補欠

秋葉 忠利君

辭任

濱田 健一君

補欠

岩永 峯一君

辭任

熊谷 市雄君

補欠

細川 律夫君

辭任

佐々木秀典君

補欠

大野 功統君

辭任

西川 公也君

補欠

大野 功統君

辭任

目片 信君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

望月 義夫君

補欠

愛知 和男君

辭任

岩永 峯一君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

細川 律夫君

補欠

大野 功統君

辭任

西川 公也君

補欠

大野 功統君

辭任

目片 信君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

望月 義夫君

補欠

愛知 和男君

辭任

岩永 峯一君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

細川 律夫君

補欠

大野 功統君

辭任

西川 公也君

補欠

大野 功統君

辭任

目片 信君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

望月 義夫君

補欠

愛知 和男君

辭任

岩永 峯一君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

細川 律夫君

補欠

大野 功統君

辭任

西川 公也君

補欠

大野 功統君

辭任

目片 信君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

望月 義夫君

補欠

愛知 和男君

辭任

岩永 峯一君

補欠

砂田 圭佑君

辭任

細川 律夫君

補欠

大野 功統君

辭任

西川 公也君

補欠

大野 功統君

辭任

目片 信君

補欠

砂田 圭佑君

江波 聡徳君

木村 隆秀君

藤井 孝男君

渡辺 博道君

北脇 保之君

木幡 弘道君

望月 義夫君

戸井田 徹君

桜田 義孝君

園田 修光君

山口 泰明君

吉川 貴盛君

望月 義夫君

島 聡君

松沢 成文君

戸井田 徹君

渡辺 博道君

江波 聡徳君

木村 隆秀君

藤井 孝男君

北脇 保之君

木幡 弘道君

望月 義夫君

島 聡君

松沢 成文君

戸井田 徹君

渡辺 博道君

江波 聡徳君

木村 隆秀君

藤井 孝男君

北脇 保之君

木幡 弘道君

望月 義夫君

島 聡君

松沢 成文君

戸井田 徹君

渡辺 博道君

江波 聡徳君

園田 修光君

山口 泰明君

吉川 貴盛君

若松 謙雄君 上田 勇君
小池百合子君 西田 猛君

(議案提出)

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
一、昨九日、議員から提出した議案は次のとおりである。

信用保証協会法等の一部を改正する法律案(菅直人君外十二名提出)

(議案送付)

一、去る八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地球温暖化対策の推進に関する法律案(第四百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

(議案通知書受領)

一、昨九日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

深刻な干ばつ又は砂漠化に直面する国(特にアフリカの国)において砂漠化に対処するための国際連合条約の締結について承認を求めるの件(第四百四十二回国会内閣提出、本院継続審査)

不正競争防止法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十年四月十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

不正競争防止法の一部を改正する法律

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十条中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第十条の次に次の一条を加える。

(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)

第十条の二 何人も、外国公務員等に対し、営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようになんかせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

2 前項において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。
一 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者
二 公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたものの事務に従事する者
三 一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体の発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数の若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。)の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であつて、その事業の遂行に当たり、外国の政府又は地方公共団体から特に権益を付与されているものの事務に従事する者
四 国際機関(政府又は政府間の国際機関によって構成される国際機関をいう。次号において同じ。)の公務に従事する者
五 外国の政府若しくは地方公共団体又は国際機関の権限に属する事務であつて、これらの機関から委任されたものに従事する者

3 前項第一号から第三号まで及び第五号の外国が第一項に規定する利益の供与又はその申込み若しくは約束をする者の主たる事務所(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該利益の供与又はその申込み若しくは約束をする場合にあっては、その法人又は人の主たる事務所)が存する外国である場合には、同項の規定は、適用しない。
第十三条第三号中「又は第十条を」と、第十条又は第十四条中「一億円を」を「三億円」に改める。

附 則

この法律は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

理 由

国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の確実な実施を確保するため、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、第四百四十二回国会開法第一〇五号)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の確実な実施を確保するため、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止

(一) 何人も、外国公務員等に対し、営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等の職務上の行為若しくは不作為又はその地位を利用して行う他の外国公務員等に対するあつせんを目的とした金銭その他の利益の供与又はその申込み若しくは約束(以下「利益の供与等」という。)をしてはならない。

(二) (一)において「外国公務員等」とは、次に掲げる者をいう。
(1) 外国の政府又は地方公共団体(以下「外国政府等」という。)の公務に従事する者
(2) 公共の利益に関する特定の事務を行うために外国の特別の法令により設立されたものの事務に従事する者
(3) 一又は二以上の外国政府等により、発行済株式のうち議決権のある株式の総数若しくは出資の金額の総額の百分の五十を超える当該株式の数の若しくは出資の金額を直接に所有され、又は役員(取締役、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で事業の経営に従事しているものをいう。)の過半数を任命され若しくは指名されている事業者であつて、その事業の遂行に当たり、外国政府等から特に権益を付与されているものの事務に従事する者
(4) 国際機関(政府又は政府間の国際機関によって構成される国際機関をいう。)(5) 委任を受け外国政府等又は国際機関の権限に属する事務に従事する者
(三) (一)から(3)まで及び(5)の外国が(一)に規定する利益の供与等をする者の主たる事務所(法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、当該利益の供与等をする場合にあっては、その法人又は人の主たる事務所)が存する外国である場合には、(一)の規定は、適用しない。

平成十年九月十日 衆議院會議録第十号 精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案及び同報告書

2 罰則

罰金の最高限度額を三億円に引き上げる。

3 施行期日

この法律は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約の確実な実施を確保するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十年九月八日

商工委員長 古賀 正浩

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案を送付する。

平成十年五月二十七日

参議院議長 斎藤 十朗

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律

(地方自治法の一部改正)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の十九第一項第五号の三中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

別表第一第十八号の二中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生相談所」を「知的障害者更生相談所」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

別表第二第一号(四)の三及び第二号(四)の五中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

別表第三第一号(四)の六中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

別表第五第一号及び第二号の表中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

別表第六第一号(一)の表中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

別表第七第一号の表中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(児童福祉法の一部改正)

第二条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に、「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改める。

第八条第一項及び第八項並びに第九条第三項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十一条の十第一項及び第二項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改め、同条第三項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改め、同条第四項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第二十五条の二第二号中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改める。

第二十七条第一項第二号中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改め、同条第三号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第三十一条第二項中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第三十四条第二項中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第四十二条中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第四十三条中「精神薄弱児通園施設」を「知的障害児通園施設」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第四十三条の四中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第四十八条中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第五十条第七号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改める。

第五十二条及び第五十四条中「精神薄弱児通園施設」を「知的障害児通園施設」に改める。

第六十三条の二第一項中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に改める。

第六十三条の三第一項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第六十三条の五中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

第三條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第七十九号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改め、同条第八十号中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第六條第六十四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第四條 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第五條中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第四十五條第一項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第五條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第二條第二項第二号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改め、同条第四号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム又は精神薄弱者通園施設」を「知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者福祉ホーム又は知的障害者通園施設」に改め、同条第三項第三号の二中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生事業、精神薄弱者短期入所事業又は精神薄弱者地域生活援助事業」を「知的障害者短期入所事業又は知的障害者地域生活援助事業」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

第十三條第六項及び第七項、第十七條第三項及び第四項、第十九條並びに第二十条中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に改める。

障害者援護施設」に、「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

附則第四項中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第七条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

「精神薄弱者」を「知的障害者」に、「重度精神薄弱者」を「重度知的障害者」に改める。

第二条第四号及び第五号中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

(社会福祉施設職員等退職手当共済法の一部改正)

第八条 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設」を「知的障害児施設、知的障害児通園施設」に改め、同項第五号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者授産施設のうち精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設及び精神薄弱者通動寮」を「知的障害者授産施設のうち知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通動寮」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第十三条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号イ中「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

(知的障害者授産施設に改める)

「知的障害者授産施設」に改める。

(知的障害者授産施設に改める)

「知的障害者授産施設」に改める。

(知的障害者授産施設に改める)

号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設」を「知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設」に改める。

(雇用対策法の一部改正)

第十条 雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条及び第二十号中「精神薄弱である」を「知的障害のある」に改める。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第十一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改める。

(消費税法の一部改正)

第十二条 消費税法(昭和六十二年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号イ中「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第十三条 阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第七号イ中「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

(知的障害者授産施設に改める)

「知的障害者授産施設」に改める。

(知的障害者授産施設に改める)

害者授産施設、知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホーム」に改め、同条第三項第三号中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者通動寮及び精神薄弱者福祉ホーム」を「知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホーム」に改める。

(心身障害者福祉協会法等の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱」を「知的障害」に改める。

一 心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項第一号

二 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二号

(鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律等の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者」を「知的障害者」に改める。

一 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第六号第二号

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十一条、第七十一条の二、第七十四条、第七十五条第一項第一号及び第七十一条の二

三 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十号第七号の三

四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第十七条の三

五 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)第四号第四十二号の三及び第五号第五十一号

六 火災類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二十三条第二項

七 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)第十一号第一項第三号の表

八 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第八十八号第一項第二号

九 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)第十七条第五号の表

(租税特別措置法等の一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「重度精神薄弱者」を「重度知的障害者」に改める。

一 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十三条第五項第三号、第四十六号の二第三項第三号及び第七十一条の九第二項第三号

二 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十一年法律第百六十七号)第五号第四号

(国有財産特別措置法等の一部改正)

第十七条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者授産施設」を「知的障害者授産施設」に改める。

一 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第二条第二項第一号

二 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第百六十六号の二

三 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)別表

四 介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第三十六号中第百六十六号の二の改正規定

(地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「精神薄弱児施設」を「知的障害児施設」に、「精神薄弱者福祉法」を「知的障害者福祉法」に、「精神薄弱者更生施設」を「知的障害者更生施設」に改める。

一 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第百五号)第八十八号第一項第二号

二 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第百五号)第八十八号第一項第二号

三 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第百五号)第八十八号第一項第二号

四 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第百五号)第八十八号第一項第二号

する法律(昭和五十五年法律第六十三号)別表
第一及び別表第二
二 地震防災対策特別措置法(平成七年法律第
百十一号)別表第一及び別表第二
附 則
この法律は、平成十一年四月一日から施行す
る。

精神薄弱の用語の整理のための関係法律の
一部を改正する法律案(参議院提出、第百
四十二回国会参法第五号)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨

本案は、障害者に対する国民の理解を深め、
もって障害者の福祉の向上に資するため、精神
薄弱者福祉法等における「精神薄弱」という用語
を改めようとするもので、その要旨は次のとお
りである。

1 精神薄弱者福祉法、障害者基本法等におい
て用いられている「精神薄弱」という用語を
「知的障害」という用語に改めること。

2 この法律は、平成十一年四月一日から施行
すること。

二 議案の可決理由

障害者に対する国民の理解を深め、もって障
害者の福祉の向上に資するため、精神薄弱者福
祉法等における「精神薄弱」という用語を改めよ
うとすることは、時宜に適するものと認め、本
案は可決すべきものと議決した。
右報告する。

平成十年九月九日

厚生委員長 木村 義雄

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
二 東京 平一〇五
番 四 番 区 虎ノ門 二丁目
大 蔵 省 印 刷 局
電 話
03
(3587)
4294
定 価
本号 一 部
配 送 料
〇〇 五 円
別 冊